

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和3年9月15日

旭川市長職務代理者
旭川市副市長 表 憲 章

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 緑が丘地区管理用地草刈業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

除草工 面積793.00㎡

イ 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年10月31日まで

ウ 発注部局及び問い合わせ先

旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階

旭川市地域振興部地域振興課

電話 0166-25-5316

2 契約の相手方の選定基準

(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センター等またはこれらに準ずる者であること。

(2) 旭川市内に拠点を有すること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴収し、その見積金額が最低価格の者と契約を締結する。